各　派　代　表　者　会　議　次　第

平成３０年１月３０日（火）
午後１時３０分
(藤沢都心部再生・公共施設再整備特別委員会終了後)

１　議会フロアの放送設備について

２　ＩＣＴ機器等に係る管理基準について

３　「藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例」の一部改正について

４　その他

議会フロアにおける放送設備について

議会フロア（本庁舎９階）については、庁内業務放送及び災害時等の緊急放送を除き、議場及び議会委員会室における議会放送につきまして、既設の天井スピーカーとは別スピーカーを用いて放送を行う必要があることから、次のとおり当該スピーカーの設置工事を実施させていただきますので、ご了承ください。

【設置工事について】

１　工　期　　２月５日（月）・６日（火）・７日（水）・９日（金）（予備日）
午前８時３０分から午後５時１５分のうち各会派控室２時間程度

２　場　所　　本庁舎９階　各会派控室、議会諸室及び議員・職員エリア内廊下

３　設置物　　小型スピーカー

メーカー：TOA 株式会社
型番：PC-391T
概要：ホテル等の小さい居室や銀行・医院等のカウンター、受付用スピーカーとして使用されるタイプです。
サイズ：縦１２cm×　横１６cm×　奥行き５cm

※壁には埋め込まず、上記スピーカーをボックスに納めた上で、室内に据え置きとさせていただきます。
※配置場所は、壁沿いの３段キャビネット等の上となります。若干の変更は可能ですが、必ずしもご希望に副えない場合があります。
※スピーカーは、入・切を含めた３段階の音量調整が可能です。

４　内　容　　各会派控室を含め、９階の全会議室にスピーカーを設置します。（廊下及び議会委員会室においては、天井にスピーカーを設置します。）上記工期内に各会派控室に業者が入りまして、配線工事等を行わせていただきますので、ご承知おきいただきますよう、お願いいたします。原則として什器等の移動は行いません。

以　上

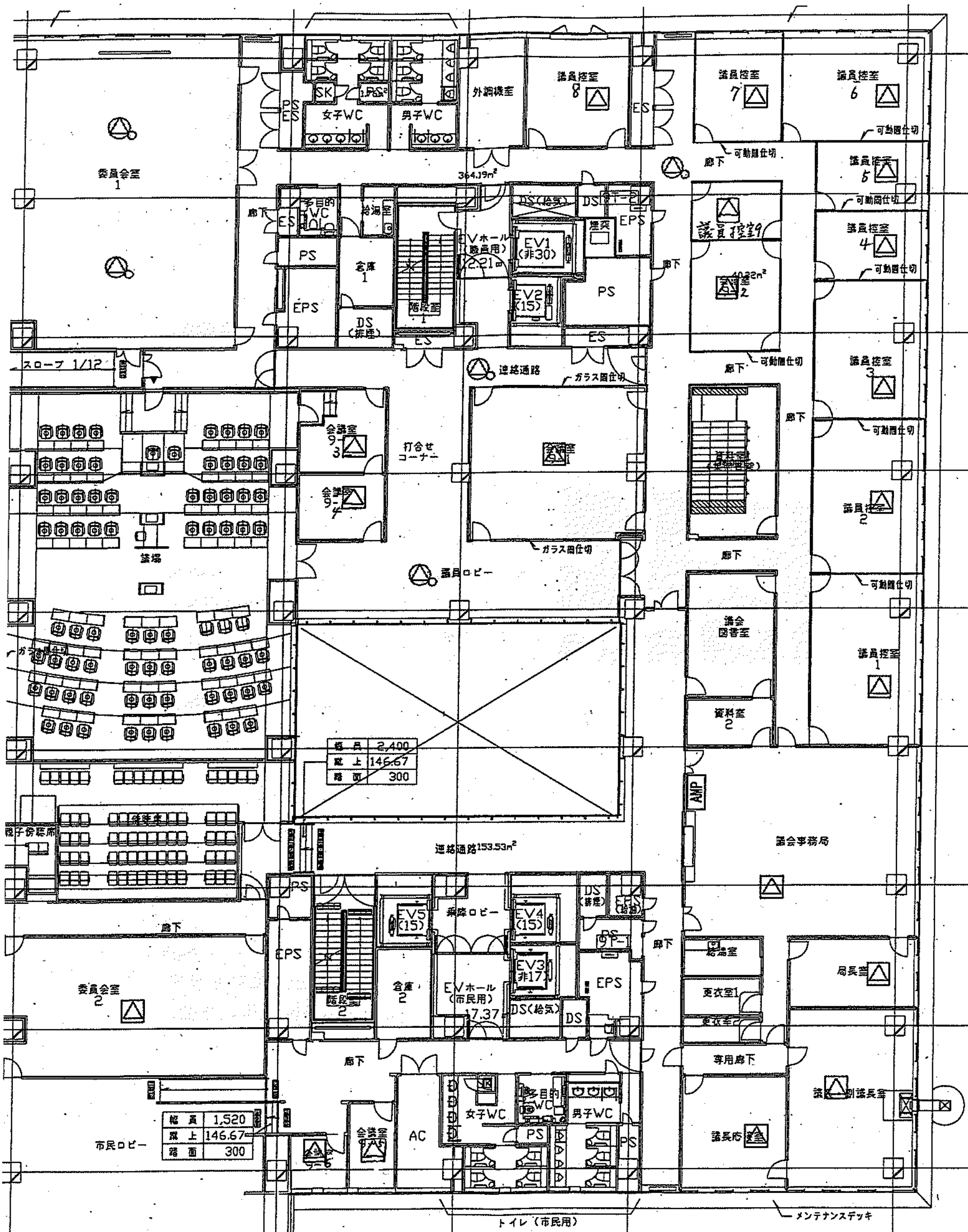

幅員	2,400	
蹴上	146.67	
踏面	300	

幅員	1,520
蹴上	146.67
踏面	300

議会Wi-Fiに係る貸与端末と個人端末等との比較について

	iPad・iPhone・MacPC		その他タブレット	スマートフォン	WindowsPC		備考
	貸与端末	個人端末	個人端末	個人端末	控え室端末	個人端末	
ウイルス対策ソフト	なし	なし	必要	必要	対応済	必要	APPLE社製品はウイルスセキュリティソフトが無くても一定の堅牢性があるとされている。
ソフト等のインストール基準	あり	なし	なし	なし	なし	なし	APPストアのアプリケーションや有料のソフトウェアは安全性が高いとされている。
ソフト等インストール状況確認	可能	困難	困難	困難	可能	困難	危険なアプリ・ソフトウェアがインストールされていないか確認が必要。
端末の状況確認	可能	困難	困難	困難	可能	困難	ウイルス対策ソフトやセキュリティパッチの適用確認が必要。APPLE社製品でも、ファイアウォールの設定やOSのアップデートなどが必要になる。
公衆Wi-Fiへの接続	禁止	可能	可能	可能	禁止	可能	個人端末の公衆Wi-Fi使用を制限してもよいか検討が必要。
情報の重要度	低い	高い	高い	高い	低い	高い	センシティブな情報も議員・事務局共通のネットワークで扱ってよいのか検討が必要。

平成３０年１月３０日
各会派代表者会議資料

「藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例」の一部改正について

１　改正内容

本市の厳しい財政状況に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料について、削減措置を講ずるため、「藤沢市常勤の特別職職員の給与に関する条例」附則を追加する。

①市　長　　　給料月額を１２％削減する。

②副市長　　　給料月額を１０％削減する。

③教育長　　　給料月額を　５％削減する。

※　地域手当及び期末手当についても、給料の削減に伴い、支給額が引き下げられる。

※　今回の条例改正は、時限的な特例措置として条例附則で対応するものである。そのため、退職手当を算定する際の給料については、減額前の額によるものとし、退職手当には影響させないこととする。

２　給料削減による影響額

区　分	現行給料	削減後給料	削減額	年間削減額
市　長	1,064,000	936,320	▲127,680	▲2,314,586
副市長	893,000	803,700	▲ 89,300	▲1,618,830
教育長	766,000	727,700	▲ 38,300	▲ 694,303
４人分合計	3,616,000	3,271,420	▲344,580	▲6,246,549

※年間削減額は、給料の削減による地域手当及び期末手当の減を含む。

３　実施時期

平成３０年４月１日から現市長の任期の末日まで

以　上

総　務　部